

令和3年2月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和3年2月2日 開会

令和3年2月2日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目次

○会議録 [2月2日 (火)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	3
日程第4 議案第1号から議案第7号まで一括議題 (専決処分につき承認を求めることについて(滋賀県後期高齢者医療広域連合 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 他6件)	4
閉会	8

令和3年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年2月2日

開会 午後2時18分

閉会 午後2時33分

令和3年2月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会 会議録

招集年月日 令和3年2月2日（火曜日）

招集場所 広域連合議会議場（大津市民会館 2階 小ホール）

会議に出席した議員（15名）

1番	佐藤健司	2番	大久保 貴
3番	藤井勇治	4番	小西 理
6番	川那辺守雄	7番	野村昌弘
8番	岩永裕貴	9番	栢木 進
10番	生田邦夫	13番	平尾道雄
14番	堀江和博	15番	西田秀治
16番	有村国知	17番	中島政幸
18番	野瀬喜久男		

会議に欠席した議員（4名）

5番	橋川 涉	11番	福井正明
12番	小椋正清	19番	久保久良

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	宮本和宏	副広域連合長	伊藤定勉
副広域連合長	仁科芳昭	事務局次長	村田 隆
総務企画課長	北村達夫	業務課長	稲野善行
会計課長	中西美果		

職務のため出席した者の職氏名

書記	井口明洋	書記	林 祐里
----	------	----	------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 1 号から議案第 7 号
(専決処分につき承認を求めることについて (滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 他 6 件)

会議に付した事件

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 1 号から議案第 7 号
(専決処分につき承認を求めることについて (滋賀県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 他 6 件)

議事の経過

開会 午後 2 時 1 8 分

(開会 開議)

○議長(野村昌弘君) ただいまから、令和 3 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は 1 5 名、欠席議員は 4 名。欠席議員は、橋川渉議員、福井正明議員、小椋正清議員、久保久良議員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配付いたしております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長(野村昌弘君) 日程第 1、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 5 条第 2 項の規定により、本職において指定いたします。

岩永裕貴議員は 8 番に指定いたします。栢木進議員は 9 番に指定いたします。生田邦夫議員は 1 0 番に指定いたします。

(日程第 2)

○議長(野村昌弘君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 9 7 条の規定により、9 番 栢木進議員、1 0 番 生田邦夫議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長(野村昌弘君) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

定例会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村昌弘君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

（日程第 4）

○議長（野村昌弘君） 日程第 4、議案第 1 号から議案第 7 号までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

○広域連合長（宮本和宏君） はい、議長。

○議長（野村昌弘君） はい、広域連合長。

○広域連合長（宮本和宏君） 本日、議員の皆様方のご参集のもと令和 3 年 2 月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、諸案件の審議をお願いすることに当たりまして、その概要を説明いたしますとともに、諸般の報告をさせていただきます。

まず、当広域連合の医療費の動向について申し上げます。被保険者数は、令和 2 年 1 2 月末現在、1 8 万 3, 5 1 4 人であり、制度開始から約 5 万人増加しておりますが、直近では前年同月比で 0. 9 6 % の伸び率で、微増となっております。

また、一人当たり医療給付費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、昨年 4 月から 5 月にかけて全国に発令された緊急事態宣言の際は、医療機関への受診控え等が影響し、5 月は対前年同月比 1 2. 5 6 % と大きく減少しました。その後、一時、前年とほぼ同水準にまで増加に転じつつありましたが、4 月から 1 1 月までの平均で 4. 9 6 % の減少と前年を下回る状況となっております。引き続き医療費の動向を注意深く見極めますとともに適切な財政運営を心掛けてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者の医療機関等での窓口負担の引き上げにつきましては、本年通常国会に関連法案の提出が予定されていますが、一定の所得を有する後期高齢者の医療機関等での窓口負担割合を 1 割から 2 割に引き上げる一方で施行後 3 年間について、対象の被保険者の急激な負担増加を抑制するための配慮措置が講じられることとされております。これからの国会審議の動向等を踏まえながら、被保険者が混乱をきたさぬよう国や市町と一体となって丁寧な説明及び周知に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出いたしております議案につきまして、ご説明いたします。

議案第 1 号は、人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告に準じまして、広域連合会計年度

任用職員の期末手当の支給割合の変更について専決処分した案件につき承認を求めるものでございます。

議案第2号は、平成30年度税制改正に伴う「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正により、保険料の軽減に係る基準額について所要の条例改正を行うものでございます。

議案第3号及び第4号は、令和2年度の当広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計の補正予算です。

議案第3号の一般会計補正予算は、各事業の執行状況を精査したことなどにより3,353万7千円を減額するものでございます。

議案第4号の後期高齢者医療特別会計補正予算は、コロナ禍の影響による保険給付費の減少などにより36億404万4千円を減額するものでございます。

議案第5号及び第6号は、令和3年度当初予算です。

議案第5号の一般会計では、歳入歳出総額が1億9,883万3千円でありまして、国の保険者インセンティブ交付金の1点あたり単価の減額などにより、令和2年度と比べまして3,969万4千円、16.6%の減となっております。主な内容としましては、地域の特性を生かした健康づくり事業への財政支援や市町に交付する保険者努力制度交付金について計上しておりまして、引き続き市町と協力して事業の推進を図ってまいります。

議案第6号の特別会計では、歳入歳出総額が1,643億1,162万3千円でありまして、令和2年度と比べて4億241万6千円、0.2%の微減となったものの、特別会計の大半を占める保険給付事業につきましては、被保険者数や一人当たり給付費の伸びを勘案し1,626億8,560万2千円を計上し、対前年度比2.5%の増加となっております。

なお、医療費の適正化に関する事業についても引き続き取り組み、後期高齢者医療制度の適正な運営に努めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する事業に要する費用として約4億円を計上しております。その中には、令和3年度から新たに8市1町が一体的実施を予定されておりまして、既に実施されている3市を含め、県内で12市町が一体的実施に取り組みれることとなることから、さらに市町との連携を深めながら、着実に事業が実施され

るよう取り組んでまいります。

最後に議案第7号は、広域連合公平委員会の大塚美由紀委員が令和3年3月31日で任期満了となるのに伴い、引き続き公平委員会委員として選任することにつきまして議会の同意をお願いするものです。

以上、7件の議案につきまして、ご審議いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（野村昌弘君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第1号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第1号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第1号「専決処分につき承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第2号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第2号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第3号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第3号「令和2年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計 補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第4号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第4号「令和2年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第5号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第5号「令和3年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。よって、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第6号「令和3年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号に対する通告による討論はございません。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立をお願いします。

（起立全員）

○議長（野村昌弘君） ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和3年2月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後2時33分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

令和3年2月2日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

野村昌弘

署名議員

栢木進

署名議員

生田邦夫